

66—01 T

商標登録異議の申立ての手続

1. 根拠規定

商 § 43 の 2（登録異議の申立て）

何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号の一に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

- 一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。
- 二 その商標登録が条約に違反してされたこと。
- 三 その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。

2. 登録異議の申立て

- (1) 何人も商標登録が商 § 43 の 2 各号の一に該当することを理由として、登録異議の申立てをすることができる。

ただし、商標権の消滅（商標権の放棄を含む。）後においては登録異議の申立てをすることはできないと解される。

- (2) 二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに申立てをすることができる。

なお、平成9年4月1日以降の出願に係る登録には、多区分指定のものがあるが、多区分指定の登録についても区分に関わりなく指定商品又は指定役務ご

とに申立てをすることができる。

3. 登録異議の申立ての理由

登録異議の申立ての理由は、商 § 43 の 2 (§ 68④において準用する場合を含む。) に規定するものに限られ、これ以外の理由をもって登録異議の申立てをすることはできない。

(1) 商 § 43 条の 2 に規定する異議申立ての理由は以下のとおりである。

ア 第 1 号関係

商標登録の要件違反 (商 § 3)

不登録事由違反 (商 § 4①)

地域団体商標の登録要件 (商 § 7 の 2)

先願違反 (商 § 8①、②、⑤)

登録取消の場合の再登録禁止 (商 § 51② [§ 52 の 2②において準用する場合を含む] 及び商 § 53②)

外国人の権利の享有違反 (商 § 77③→特 § 25)

イ 第 2 号関係 条約違反

ウ 防護標章登録関係 (商 § 68④)

防護標章登録の要件違反 (商 § 64)

外国人の権利の享有違反 (商 § 77③→特 § 25)

(2) 拒絶理由との関係

商 § 15 に規定する拒絶理由との関係では、登録されている指定商品又は指定役務が適切な商品及び役務の区分に属するものとなっていない等商 § 6 (一商標一出願) に規定する要件を満たしていないことは登録異議の申立て理由とはされていない。

(3) 無効理由との関係

商 § 46①に規定する無効理由との関係では、冒認出願 (商 § 46①三)、登録がされた後において外国人の権利の享有できなくなったこと、条約違反となったこと (商 § 46①四) 及び公益的不登録事由 (商 § 46①五) に該当するに至ったことは登録異議の申立ての理由とはされていない。

(4) 商 § 53 の 2 に規定する取消審判との関係

登録異議の申立ての理由中には、条約違反が含まれているが、パリ条約の同盟国等において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、その商標について自己の名義による登録の出願をし、登録を得たこと（パリ条約 § 6 の 7(1)、WTO TRIPS 協定第 2 条 1、商標法条約 § 15）を理由としては、登録異議の申立てをすることはできない。この場合には商 § 53 の 2 に規定する取消審判のみを請求することとなる。

（説明）

商標法では、商標権の設定の登録後におけるパリ条約 § 6 の 7 の実施は、取消審判（商 § 53 の 2）によつてのみ行うこととしている（商 § 46 の無効審判の請求はできない）。

なお、パリ条約 § 6 の 7 では、「その権利を有する者は、登録異議の申立てができる」旨規定しているが、ここでいう「登録異議の申立て」とは、「付与前異議の申立て」をいうものであって、「付与後異議の申立て」は含まれないと解されている。

4. 登録異議の申立てのできる時期

- (1) 登録異議の申立ては、商標掲載公報の発行の日から 2 月以内（商 § 43 の 2）に限り行うことができる。
- (2) 登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならないこととされているが、登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示については、登録異議の申立て期間の経過後 30 日を経過するまでは要旨を変更する補正もすることができ（66—03 の 1. (3) 「商標登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示」参照）、また、遠隔又は交通不便の地にある者については、更にこの期間を延長することができる（商 § 43 の 4③）。

<延長できる期間>

- ◆在外者 . . . 60 日延長
- ◆国内在住であって遠隔又は交通不便の地（下記表参照）
にある者又はその代理人 . . . 15 日延長

東京都	伊豆諸島 小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

5. 登録異議の申立ての取下げ

（根拠規定）

商 § 43 の 11（申立ての取下げ）

登録異議の申立ては、次条の規定による通知（注 1）があった後は、取り下げることができない。

- 2 第五十六条第二項において準用する特許法第一百五十五条第三項（注 2）の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。

（注 1）商標登録の取消理由通知

（注 2）審判の請求の取下げ

（参考）

特 § 155③

- 3 二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求するときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

登録異議の申立ての取下げは、特許庁から商標登録の取消理由の通知（商 § 43 の 12）がされるまではすることができ、二以上の指定商品又は指定役務に係る申立てである場合は、指定商品又は指定役務ごとにする事ができる。

6. 出願書類等の縦覧

(根拠規定)

商 § 18 (商標権の設定の登録)

- 4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

商標権の設定の登録があったときは、登録番号、願書に記載した商標（登録商標）、指定商品又は指定役務等の事項を掲載した商標公報（「商標掲載公報」という。）の発行の日から2月間、特許庁において出願書類及びその附属物件が公衆の縦覧に供される（商 § 18③④）。

【参考】商標法の商標登録異議申立て理由、無効理由及び拒絶理由の比較

登録異議申立て理由	無効理由	拒絶理由
商標登録要件 商 § 3	同左	同左
不登録事由 商 § 4①	同左	同左
地域団体商標登録要件 商 § 7 の 2①	同左	同左
先願 商 § 8①②⑤	先願 商 § 8①②⑤	先願 商 § 8②⑤
登録禁止における 再登録禁止 商 § 51②, 商 § 52 の 2②, 商 § 53②	同左	同左
外国人の権利享有 商 § 77③→特 § 25	同左	同左
条約違反 商 § 43 の 2①二	同左	同左
5条5項の要件 商 § 43 の 2①三	同左	同左
		一商標一出願 商 § 6①②
	無権利者登録 商 § 46①四	
	後発的事由 商 § 46①五～七	

(改訂 H27. 10)